平成２７年（フ）第１００号
愛知県安城市井杭山町高見５番地16
破産者　有限会社三真
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第３号
愛媛県宇和島市津島町北灘丙121番地３
破産者　武内　源一
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第１７９２号
札幌市中央区南９条西６丁目１番25―403号
破産者　佐々木一弥
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５０９号
新潟県南魚沼郡湯沢町三国　西武ヴィラ苗場３号館339号室、旧住所さいたま市浦和区上木崎２丁目９番11号
破産者　臼井　　隆
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５５８号
大阪府吹田市竹谷町11番15―203号、破産手続開始時の住所さいたま市見沼区大字蓮沼891番地　ベルメゾンかわもと　２―206
破産者　押目　重夫
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６０６号
埼玉県川口市領家１丁目４番12号
破産者　牧　　君子
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４１３号
神奈川県平塚市大神2694番地　サンハイツ深石202号
破産者　三浦　　剛
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４５３号
神奈川県中郡二宮町山西321番地の１、前住所神奈川県南足柄市雨坪291番地５
破産者　佐藤　直樹
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２８号
長野県下伊那郡松川町生田2717番地
破産者　北林　正希
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第２０４号
愛知県豊橋市飯村南２丁目４番地の25
破産者　永井建築設計こと　永井　明広
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第３３０９号
大阪府豊中市庄内栄町４丁目12番７号、前住所大阪府柏原市大字青谷29番地
破産者　淺見　忠榮
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３１０号
大阪府茨木市真砂３丁目８番３号　川中ビル３Ｂ号、前住所大阪市平野区平野馬場１丁目６番７号
破産者　淺見　吉弘
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５０８号
大阪府枚方市大峰元町２丁目16―10―306、開始決定時大阪府枚方市東山２丁目７番地（404）
破産者　北原　昭司
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４１７号
大阪府東大阪市南上小阪10番28号
破産者　迫元　雅美
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４５３号
大阪市阿倍野区美章園１丁目11番１―1403号
破産者　河村　眞也
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７００号
堺市西区鳳南町５丁594番地１、住民票上の住所堺市西区鳳北町８丁450番地12
破産者　舟越きよ美
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６５号
福岡県飯塚市鯰田1333番地４
破産者　松本　和仁
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部